

平成25年第4回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成25年12月11日（水曜日）

午前10時00分開議

午前11時58分散会

本日の会議事件

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（18名）

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	議長	19番 神田壽昭君

欠席議員（1名）

18番 斉藤昇君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院院長

三好信之君

教育委員
職務代理者

千田秀昭君

教育委員
会長

安川登志男君

教育委員
生涯学習部

古川靖弘君

農業委員
会長

松川英一君

農業委員
事務局
会長

秋山照雄君

監査委員

吉田博行君

監査委員
局長

石川誠君

事務局出席者

議事事務局
局長

石川敏君

議事事務局
議総務課
局長

浅利知充君

議事事務局
議総務課
主任

岡崎忠幸君

議事事務局
議総務課
主任

御代田知香君

議事事務局
議総務課
主任

檜木孝士君

(午前10時00分開議)

○議長（神田壽昭君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（神田壽昭君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。18番 斉藤 昇議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（神田壽昭君） ここで、副議長と交代をいたします。

○副議長（岡崎治夫君） おはようございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

4番 渡辺英次議員。

○4番（渡辺英次君）（登壇） おはようございます。

平成25年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

1つ目の大項目は、これからのまちづくりとはとテーマいたしまして、土別の将来を考えた協働のまちづくりの推進について質問したいと思います。

現在、日本は少子高齢化の道をたどり、また長引く不況のあおりを受けて、地域経済も衰退していることが大きな課題となっております。特に本市のような過疎地では、町を元気にし、将来に向けたまちづくりの取り組みは喫緊の課題であります。なかなか簡単に成果の出るものでもないと考えます。

しかし、協働のまちづくりを推進する上で、市民一人一人のまちづくりの意識の高揚は非常に大切なものと考えます。そういった意味から、個々の市民がまちづくりにかかわるための視点から本市の見解を問います。

まちづくりを進めていく中で、最上位に位置する土別市総合計画ですが、現在は平成20年から29年までの計画が策定され、それを基本に各種の政策が実施されております。本年度からこの計画の折り返しを迎えているところですが、改めてこの総合計画がどのくらい市民に浸透しているのか考えるところですが、策定時には総合計画のダイジェスト版を全戸配布しておりますが、そのときには目を通すものの時間の経過とともに市民の意識も低下するのではないかと考えます。市民に理解されて初めてまちづくりの一步となるわけですから、多くの市民、特にこれからを担っていく若者世代に理解していただきたいと思っております。そこで、この総合計画は果たして市民に周知理解されているのか、どうお考えでしょうか。また、これまでに市民の目に

届くようどのように周知してきたか、お知らせください。

次に、市民協働のまちづくり推進事業について伺います。

この事業は、平成17年9月1日付訓令第14号に定められている事業で、その趣旨は市民の主体的な地域活動を推進し、市民協働のまちづくりの意識を醸成する契機とするため、市民団体等の公益的な取り組みに対し支援を行うとなっております。対象となるのは、市民団体及びグループ等が行う地域の課題解決等に向けた公益的活動であって、自主的に企画実施する新たな事業で、創意工夫等により市民への広がり期待できる先駆性やモデル性があり、将来的に継続した活動展開が期待できる事業を支援の対象とし、事業費では支援対象経費の2分の1以内、報償費では1人当たり1,000円を基準とし、5万円以内でその合計で最大10万円までの支援がされる事業です。まさに協働のまちづくりに関して市民の意識高揚に必要な支援事業と思うのですが、過去の利用実績は常に予算額を下回っている状況です。

まずは、これまでの利用件数の実績をお伺いします。また、先ほど来お話ししているとおり、有効なはずの事業の利用実績が少ないことをどのように分析されているのかもお知らせください。そして、利用実績を増やすことが、趣旨である市民協働のまちづくりの意識を醸成することにつながると考えますので、使い勝手のよい支援事業に改定する必要があるのではないかと考えますが、市の見解を求めます。

次に、広報広聴活動について伺います。

これまでも幾度にもわたり、広報広聴については議会で質問されてきました。インターネットの普及とともに変化していることは、私も昨年の第2回定例会で質問し、現在本市では土別市公式のフェイスブックページを開設し、各種の情報発信をしているところです。まずは、このフェイスブックによる発信が1年を過ぎたので、これまでに発信してきた内容、そして今考えられている総括をお聞きいたします。

また、今後に関してですが、私は昨年質問したとおり、本来のSNSの姿である双方向での発信、まさに広報広聴のツールとして使える体制づくりが必要ではないかと考えます。その理由は、市民に市政に近いものを感じてもらう必要があること、これはSNSの特徴の一つ、市民と行政をつなぐコミュニケーションツールである。2つ目は、情報発信ツールとして利便性が高いこと、フェイスブック上に全ての情報を載せなくても、情報発信のかなめとなっている市のホームページや広報紙への喚起を図れること。3つ目は、市長が言われる市民一人一人の声が一番入りやすい手段であること、これまでも広聴活動では市長への手紙、市民の声ボックス、地域政策懇談会等々実施していますが、どれぐらい若者世代の声が届いているのかということ。

前回の市長答弁では、インターネットを活用されていない市民も多くいるということもお聞きしましたが、今回は特に市政に関心を持っている市民が余り多くないと思われる若者世代に、どうすれば市政に関心を持ってもらえるかという視点から伺います。若者世代のいわゆる政治離れをどうお考えか。またそれらを解消に向けるために、フェイスブックの双方向からの発信

は有効な手段の一つと考えますが、それができるような体制づくりの考えをお聞かせください。

次に、視点を変えて、ワーク・ライフ・バランスについてお伺いいたします。

ワーク・ライフ・バランスといえば、男女平等参画に始まり、少子化対策、労働環境などの対策において耳にする言葉で、仕事と生活の調和を意味します。労働環境に関しては主に厚労省が、男女平等参画や少子化対策については内閣府でそれぞれ推進しているところですが、これは単にそれだけの問題ではなく、まちづくりをしていく上でも大きな課題だと考えます。

そもそも仕事とは、生活を支えていく上で欠かせないものであると同時に、生きがいややりがいを見出していくものです。しかし現代社会は、生活を支えるだけの収入を得るために仕事をし、最悪、その仕事の中で生きがいややりがいなども見出せない状況になっていると思われまます。それだけで精いっぱい、心にもゆとりがない状態で、将来を見据えたまちづくりを考える余裕を持つことは、極めて困難である人も多いのではないかと思います。まちづくりにおけるワーク・ライフ・バランスとのかかわりをどうお考えか、お知らせください。

この項目の最後は、前段の質問の総括として、幸せリーグについて市の見解を伺います。

幸せリーグとは、住民の幸福実感向上を目指す取り組みをしている東京都荒川区を筆頭とした住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合のことで、全国52の市区町村が参加し本年6月に設立されたものです。重立った活動内容は、各種政策にかかわる住民の幸福度を分析するための指標を設け、住民評価の取りまとめをするものです。そしてその評価の分析から目指すまちづくりの政策の修正を図っていくものです。

これまで、各地地方自治体では本市同様に振興審議会等からの提言を踏まえ総合計画を策定し、各種の政策を実行してきました。しかしながら、その政策が実際に住民にどう評価されているか、幸福を実感しているかは未知だと思えます。また、いまだまちづくりは行政がするものと考えている住民も少なくない現状を踏まえますと、協働のまちづくりの意識高揚にも大きくかかわるものと考えられます。そして行政としても、同じ課題を持った自治体同士の交流や意見交換は大いに学ぶべきものがあると考えます。市民一人一人の声を大切に考える牧野市長は、今後のまちづくりの理念、そして10年後、30年後の本市をどのように導くこの先4年にしていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

また、この幸せリーグの活動は、今後の地域政策を実現する上で注目されてきていると思うのですが、どう評価されているでしょうか。私はぜひ市民派として高い評価を受けている牧野市長には、過疎地としての先進的な取り組みを推進し、早い時期で市民一人一人の声も反映させた協働のまちづくりの基盤をつくり上げるためにも、幸せリーグに加盟する考えを示していただきたいのですが、見解を求め、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

渡辺議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合計画についてであります。

現士別市総合計画については、策定時に市民説明会を開催したほか、ダイジェスト版の全戸配布やホームページへの掲載などにより周知拡大に努めてきたところです。また、計画書は情報公開コーナーを初め、朝日総合支所や3つの出張所に閲覧用として配架し、希望があれば配布も行っているほか、市民ふれあいトークのメニューでも説明の機会を設けています。

こうした中、策定時から一定の期間では総合計画についての理解が深められてきたものと考えており、策定時のワークショップには青年会議所や朝日商工会青年部の役員など、当時30歳代のメンバーが約3分の1を占めていたことなどから、比較的若い世代の皆さんにも周知を図ることができたものと考えています。

しかしながら、策定から約6年が経過し、総合計画についての関心も低くなっていることも十分考えられます。現在、本市では青年や女性を各種委員会や審議会委員に登用することを積極的に進めているところでもあることから、今後こうした委員会等の中で総合計画についての理解を深めていただくほか、市内の若者団体との意見交換も働きかけるなど、引き続き周知理解に努めてまいりたいと考えています。

次に、市民協働のまちづくり推進事業についてであります。

この制度の利用状況としては、制度創設から現在までの10年間で合計21件となっており、平均年2件程度の利用にとどまっています。

事業内容としては、地域や市民団体の皆さんが主体となって環境整備などを進める例が多い中、これら以外では、本制度を活用するような取り組みが実態として少ないことが考えられます。また、周知不足にならないよう、これまでの広報やホームページ等での情報提供のほか、本年度においては、地域政策懇談会でも事業の説明を行うなど周知に努めてきましたが、本年度の申請はない状況になっています。

市民が主体となって協働のまちづくりを進めていくことは極めて重要なことであり、10年を経過する中、制度の見直しも必要と判断していますが、次年度からは市民パートナー推進のための重点枠において、情報共有や市民自治に向けた協働のまちづくりを進めていく考えであります。

次に、フェイスブックの活用についてであります。

昨年10月に本市の公式フェイスブックページを開設し、迅速でわかりやすく親しみのある内容とする中で、各種情報の発信に努めてきました。これまで、各種イベントの開催告知や結果報告を初め、季節ごとの観光情報、各種の市政情報など600件を超える情報を発信しており、「いいね」と評価された数は700を超えています。「いいね」との評価は20歳代から40歳代までの方々から多く寄せられており、情報化の進展の中で、若い世代への情報発信手段として有効なものであることが明らかになりました。また、スマートフォンを使用して投稿や閲覧をしている方が多いことから、広報紙などと比較して情報の伝達速度が格段に早いことも改めて認識したところです。

引き続きフェイスブックページでの各種情報発信に努めてまいりますが、双方向の活用につ

いては若い世代の市政への関心を高めるための一つの手法ではあるものの、組織体制等の課題もあることから、今後さらに検討を加えていく考えであります。

このような中で、若者世代の政治離れを解消するための手段として、フェイスブックを活用すべきとの御提言がありました。若者世代の政治離れが深刻化していることは、私も地方自治体の首長として少なからず危惧しているところです。最近では、安倍首相がみずからの公式フェイスブックページを開設したり、さきの参議院選挙ではインターネットによる選挙運動が解禁になったりと、若者世代が政治に関心を持ってもらう取り組みも行われたところであります。

一方、本市においても、市政を身近に感じ、行政を理解していただく取り組みとして、市長室開放事業や地域政策懇談会を開催していますが、残念ながら若者世代の参加者は少ない結果となっています。反面、若手農業者グループのブルーシーズやしべつクルールなどでは農産加工品の開発販売など、新たな農業の展開を目指し大きな成果を上げているほか、若い世代の人たちが中心となって開催している水郷公園わくわくフェスタを初め、羊まつりや川内村の子供たちに手編みマフラーを届けたマフラープロジェクトの実施など、青年層がまちづくりに強い関心を持っていることを実感しているところであります。

来年度においては、こうした若い世代の方々の市政参画をより促進するためにも、マニフェストに掲げた土別まちづくり塾などを通じて人材の発掘と育成に力を注ぎ、本市のまちづくりの担い手拡大に努めてまいります。

次に、まちづくりにおけるワーク・ライフ・バランスについてであります。

仕事と生活の調和を意味するこの考えは、今日の社会環境の中で人々が生きがいや豊かさを感じながら生涯を過ごしていくために極めて重要であり、国もその普及に努めています。本市においても、各種施策にこの発想を取り入れているところであり、人づくり・まちづくり推進計画や男女共同参画行動計画にもその概念を盛り込んでいるところです。

私は、所信表明でも申し上げましたとおり、今後4年間の市政運営、いわゆるまちづくりを進める上での基本的な考えは、高齢になっても生き生きと元気で暮らすことのできる社会、次世代を担う子供たちが健やかで元気に成長する社会、基幹産業である農林業や商工業などの経済が元気を取り戻す社会、そして全ての市民が安全・安心で元気に生活する社会、そんな社会の実現を目指していく考えであります。そのような中で、ワーク・ライフ・バランスという観点は、真の豊かさを実感し生き生きと暮らすことができるまちづくりを進める上で、極めて大切な考え方であると認識しており、その実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、幸せリーグの加盟についてであります。

近年、各自治体において、まちづくりに関する住民アンケート調査や総合計画における指標の設定に満足度という評価基準を設け、政策や施策の判断材料とする例が多く見られるようになりました。本市においても現総合計画の策定に当たっては、市民の皆さんから満足度評価という形で、本市の現状についてのアンケート調査を実施したところであります。その結果として、日常的な居住、生活環境や余暇活動についての満足度が高かったものの、医療や雇用、労

働環境、税負担などについての満足度は低い評価となったところです。

渡辺議員からお話のあった幸せリーグについては、こうした満足度という捉え方からその評価基準の視点を幸福度という形に置きかえるという発想のもと、この組織に参加する自治体が情報交換などを通して、豊かな地域社会の実現を目指すものと理解をしています。私は、マニフェストにも示しているとおりの、対話、調和、市民の輪という3つの「わ」を基本にやさしいまち、たくましいまち、あたらしいまちの3つのまちづくりを進める考えであり、10年後、30年後においても美しく豊かな自然の中で開拓の魂を受け継ぐ市民が力を合わせ、心豊かで充実した生活を送ることができる。そんな町であり続けるために、着実に歩いていく決意であります。

住民の幸福実感の向上は行政が本来目指すところでもあり、そのためにさまざまな政策を講じているわけであります。こうしたことから行政は常にアンテナを高く張り、さまざまな情報を収集しながら、地域の特性や実態に即した効果的で効率的な政策・施策を展開するために、常に研さんしていかなければなりません。そのような観点から、職員の各種セミナー等への参加や研修も進めているところであり、あわせて、市民の皆さんの声や現状を把握する機会づくりにも努めているところです。

この幸せリーグにおいては、今後本市にとっても参考となる取り組みが進められていくものと考えられ、関心を寄せるところではありますが、まずはリーグの活動状況なども注視しながら、対応してまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 渡辺議員。

○4番（渡辺英次君） 再質問をいたします。

まずはですね、市民協働のまちづくり推進事業という今行われている事業なんですが、利用実績が少ないということで、新たな枠組みで再編するという答弁があったかと思います。このパートナー事業と聞こえたのですが、具体的にですね、どういう形が変わるのかという部分、今現在どういうお考えなのかという部分が1点。それと、そのフェイスブックの関係の双方向の体制づくりがなかなか難しいと。配置の問題であるとか、職員の課題等々あるのかなと思うんですけども、ぜひ前回のフェイスブックを立ち上げる前の質問のときにもですね、その部分も検討していくという形があったんですが、どのように検討されて今現在難しいと判断されているのか、その辺もお知らせいただきたいと思います。

その2点、お願いします。

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 再質問にお答えをいたします。

協働のまちづくりについてはただいま御答弁申し上げたとおり、この10年間で利用者が非常に少ないということでもあります。これは考え方として、おおむね3カ年間、単年度10万円の助成をして協働のまちづくりをするという、そういった目的に沿いながら行ってきたくです

が、先ほど答弁のとおり状況であります。私が市長に就任させていただいてから、まちづくりのための特別枠ということで、市民の皆様方あるいは子ども夢トークとか地域政策懇談会に出てきた御意見については、単年度あるいは複数年で実施できるものについては、まちづくりの特別枠ということで実施をしてきたんであります。今回は例えば年数を区切ることなく、例えば福祉問題あるいはその地域の課題等についてですね、地域の皆さん方が一緒に汗を流す、そういった取り組みについて新たに市民パートナー推進のための重点枠として1項目設けて、進んでいきたい。

といいますのは、まちづくり基本条例をつくり上げまして、ここには市民主役のまちというのは原点にあるわけでありまして、そういったことで進めていきたいのと、もう一つはですね、今市のほうで、昨日も副市長から答弁申し上げたんであります。例えば企業との連携の中で言えばですね、PFI構想の官民協働の勉強会、こういったものを早急に立ち上げたいと思っていますので、これもまさにですね、市民パートナー推進のための重点枠的な事業になるかと思っておりますし、そういった意味では幾つか新年度予算の中で考えながら、また皆様方の御意見も伺っていききたい、こう考えているところであります。

それから、フェイスブックですね。これは渡辺議員から御提案いただいて、行政としては早急に取り組ませていただいた事例の一つでございます。先ほど申し上げたとおり、非常に伝達速度が速くてですね、そういった意味ではかなりな発信力になっていることは事実であります。

そこで、双方向型ということになりますと、もちろんお返事を返すと、こういったようなことになるわけでありまして、行政の中にはそれぞれ課題が多うございまして、そういった中では担当者独断で判断できるような内容もあればですね、やはり市長まで決裁しかりとって、そしてその中でしっかりした構想を打ち出さなければならない、こういった問題もあるわけでありまして、そうなりますと、夜間、休日いろいろあるわけでありまして、必ずしも今士別市の状態の中ではそれに応えられるような体制になっていないということで、これは十分検討してございますので、今後、広報広聴の中でも十分渡辺議員の御提案もいただきながら、協議をしていきたい、このように考えているところであります。

以上、申し上げて、再質問に対する御答弁といたします。

○副議長（岡崎治夫君） 渡辺議員。

○4番（渡辺英次君） 1点だけ。この条例ですね、市民協働のまちづくりの推進事業、先ほど僕質問を読んだときにあえて対象事業のほう、第2条なんですけれども、それ読んだんですけれども、非常にわかりづらい内容だと思うので、次ぜひですね、市民パートナー推進事業という枠づけでやるときには、わかりやすい内容のものをつくっていただきたいとお願いして、この質問を終わります。

○副議長（岡崎治夫君） 渡辺議員。

○4番（渡辺英次君）（登壇） 大項目の2つ目は、本定例会で議案に上がっていた高齢者福祉施設の指定管理後の運営について質問いたします。

本定例会の初日、29日の議決にて、社会福祉法人三愛会が指定管理者に指定されたところですが、指定管理後の運営について、経営内容ももちろんのこと、何よりも利用者に対してのサービスの向上が図られなければならないと考えているところです。そういった意味では、施設に従事される職員の能力向上や職務体制が重要なものと考えます。私は、本年の予算委員会で指定管理移行に向けて質問いたしまして、そのときにいただいた答弁の中から幾つかその後の状況を伺いたいと思います。

まずは職員の資格についてですが、予算委員会の答弁では資格取得に係る費用の支援策を検討するといただいていたのですが、その後支援策は講じられたのでしょうか。また、その後の職員の資格受験は何人ほど受けられたのかもお知らせください。

次に、指定管理後の職員の管理企業への移籍についてですが、正職員は3割ほど、嘱託及び非常勤職員については8割ほどが指定管理業者に移籍すると伺いましたが、その後の聞き取りで現在はどうなっているか、お知らせください。

また、正職員については3年間市職員からの派遣として勤務するとありますが、その派遣職員はその後民間企業へ移籍するというのでしょうか。もしくはその後はそのまま市職員として一般業務に移行することもあり得るのでしょうか。その辺も説明いただきたいと思います。

さらに、職員が管理業者に移籍した場合の処遇について伺います。

正職員が3年後に移籍した場合、また嘱託、非常勤職員が移籍した場合の労働条件はそれぞれどのように変わるのか、お知らせください。

最後に指定管理後は、現在勤務されている職員にすれば環境が変わることから、労働条件や職務体制について不安もあることと思います。しかしながら指定管理後の運営については、職員の職務に対するモチベーションで職場環境も変わってくるものと考えます。聞き取りにおいてそのあたりの意見や課題などは出たのでしょうか。職員が納得して管理業者に移籍できるように、しっかりと説明はされたのかをお聞きしまして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 池田保健福祉部長。

○保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えをいたします。

最初に、職員の資格取得についてであります。

渡辺議員お話しのとおり、本年3月の予算審査特別委員会において、介護スタッフが有する介護福祉士、ケアマネジャー等の資格の取得状況や指定管理移行に向けた資格取得に対する市の支援策の考え方について御質問があり、職員の資質向上や移行に係る優位性を高めることを踏まえ、支援策を検討してまいりたいとの御答弁をさせていただいたところであります。

そこで、市が講じた支援策であります。施設に勤務している職員を対象とし、平成25年4月1日から介護福祉士、社会福祉士、ケアマネジャー、ヘルパーの資格を取得する者に対し、資格取得に要する講習受講料や受験手数料などの経費の2分の1以内、10万円を限度として助成する土別市老人福祉施設従事職員資格取得助成規定を定め、職員に周知するとともに取得勸

奨を図ってきたところであります。

この結果、桜丘荘では2名の職員がヘルパー資格を取得するとともに、現在、介護福祉士に7名、ケアマネジャーに2名が、コスモス苑では、9名の職員が介護福祉士資格取得を目指しているところであります。なお、この助成規定については、指定管理移行後の3年間継続適用する考えでありますことから、個々の資質向上とともに、施設全体のサービス向上につながるものと期待しているところであります。

次に、民間事業所への身分移行等に関する職員意向調査を実施した結果についてであります。指定管理候補者が決定した後、再度事務職を除く介護職等を対象に個別面談を行った結果、正職員についてはコスモス苑で10名中8名が、桜丘荘で10名中7名が派遣により継続勤務することを確認しているところであります。また、嘱託職員、非常勤職員については平成26年4月から指定管理事業所に身分が移行することになりますが、コスモス苑で45名中43名が、桜丘荘で23名中20名が継続勤務することを確認しているところであります。

次に、市の正職員の派遣についてであります。

職員の派遣に関する条例については、今議会最終日に御提案をするところでありますが、派遣期間は基本的に3年以内と定められており、身分は市の職員として位置づけられ、給与も市が支払うこととなります。派遣期間が満了した際、職員が継続して勤務を希望する場合には、指定管理事業所に身分が移行されることになり、継続の意思がない場合には、市の一般行政職として他の職務につくこととなります。

そこで、指定管理事業所に正職員、嘱託職員及び非常勤職員が移籍した場合の処遇については、基本的に指定管理事業所が定める就業規則や給与規程に基づいた労働条件によるものとなります。

しかし、指定管理によって、施設利用者や御家族に不安を与えないことは無論であります。渡辺議員御指摘のように、指定管理事業所に移籍する職員の急激な賃金等の変更は、職員のモチベーションの低下や施設利用者に対するサービスへの影響も懸念されますことから、嘱託職員及び非常勤職員については、大きく生活設計に影響が生じないよう賃金の激変緩和措置を3年間に限って講じるとともに、就業時間や職務体制など、大きな変更がないよう調整を図ったところであり、個別面談の際にこうした調整方針を説明し理解を求めてきたところであります。

更に、今後においては、26年4月からの円滑な移行を進めるため、指定管理者を含む職員代表による円滑移行プロジェクトチームを立ち上げ、利用者に係る身体状況、処遇方針など個別ケースに関する事項や各種手続、事務手続等の引き継ぎ作業を行うとともに、再度利用者、御家族の皆さんに説明をし、施設環境が大きく変わることをないように、鋭意準備体制を整えてまいります。

また、指定管理後にあっても、入所者へのサービスや職員処遇などに関し苦情や課題が生じた場合、その相談解決を行うための専門窓口として担当職員を配置するなど、万全の体制をとってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて御答弁とさせていただきます。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 渡辺議員。

○4番（渡辺英次君） 1点だけ再質問をさせていただきます。

職員の派遣に関してなんですが、最終日のほうで議決するわけですけれども、ちょっと懸念していることはですね、非常勤、嘱託職員は8割ぐらいですか、そのまま移籍するということが、最長3年正職員に関しては派遣という形で施設のほうにいるわけですね。そうすると、例えば行っている方が3年後にそこで引き続き腰据えてやるのか、もしくはやはり本庁に戻るのかでちょっと気持ち的な部分でどうなのかなというのがあります。もともとこの両施設はこれまでも職場環境の余りよくない部分が議会でもお話あったと思うんです。そういう部分で、一応専門の方を置くというお話もあったんですけれども、その辺のチームワークというのですね、新たにどういう考えで、この3年間、果たしてうまくいくものか、何か今までと違う考え方があるのかお聞きしたいんですけれども、ちょっとその辺が僕不安に思っているの、お考えを教えてください。

○副議長（岡崎治夫君） 池田部長。

○保健福祉部長（池田文紀君） 率直に、不安な面もあるというお話でございます。それで、今これから移行プロジェクトを組んでまいりますけれども、基本的に今特に正職員の関係については、ほとんどの方残っていただくというお話をさせていただきましたけれども、今のところでは3年まではいないというふうな希望になっております。ただこれは職員も働いていきますので、その希望は毎年確認をさせていただくということになるのかなと。最初からもう3年ですとか、2年ですとかという決めというのは一応ありますけれども、やはり確認をさせていただくことに、正職員についてはなと思います。

その中で、基本的には今の状況では正職員については施設に残りたいという方は少ないので、そういう面ではいわゆる今嘱託だとか非常勤で働いている方々が、指定管理の施設の職員とともに、中核になって働いていただかなければならないわけですから、そういう面では移行期間の中です、中核的に動いている方々に移行していくというか、市の正職員の部分は引き継いでいく立場になりますから、そういう面ではプロジェクトのほうもそこら辺を意識しながら、構成メンバーも構成していきたいというふうに思っています。

実際に移行する中では、当然いわゆる指定管理の事業所が全体の指揮をとりますから、それらについてはその指揮に従っていただくということになりますけれども、そこら辺でのいろいろな調整は当然出てきますから、そこは正職のうちの管理職になると思いますけれども、調整役を置きます。

それと、前にも申し上げましたけれども、サービスをきちんと上げていくということが今回の事業の目的でもありますので、介護相談員も多く任命をしまして施設の中にも入っていただく。この方々は一般市民でございますから、今も現在、札幌のほうに研修に行っているんですが、十数名の方が相談員として登録していただく予定になっておりますので、そう

いう方々にも施設の中に入って、当然入居者の御意見だとか家族の御意見だとか、あるいは職員の御意見も含めて聞いていただくというような、施設の中身をオープンにするような体制も、とっていききたいというふうに思っておりますので、そういう面では、いろいろな形で施設に市民の目がきちんと届くような形にしていきたいというふうに考えております。そういう中で円滑な運営を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（岡崎治夫君） 渡辺議員。

○4番（渡辺英次君） 以上で終わります。

○副議長（岡崎治夫君） 3番 松ヶ平哲幸議員。

○3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、市が交付する補助金についてお伺いをいたします。

市の補助金は士別市補助金交付規則とその規則取扱要領に基づいて決定されますが、今回は士別市補助金交付規則取扱要領に限っての質問とさせていただきますので、よろしくお伺いをいたします。

まず、要領では、第2条に定める団体が行う活動及び運営に関する事務、いわゆる団体運営補助金と地域の振興に資する事業、これは国または北海道の補助事業の実施に伴い市が補助する場合を除く、いわゆる事業補助金の2種類に分かれますが、最初に団体運営補助金についてお伺いをします。

この団体運営補助金の交付に当たっては、要領第5条では、補助額は補助対象経費の2分の1以内の額、ただし団体の活動及び運営の公益性並びに財務状況を考慮して市長が必要と認めるときはこの限りではないと定めており、第14条において公益的な事務を行う法人として、次の各号に定める者についてはこの要領は適用しないとあります。ここで言う団体は、社会福祉法人、士別社会福祉協議会、士別商工会議所、朝日商工会、士別市中心商店街振興組合、そして財団法人士別市体育協会の5団体に限ってはこの要領を適用しないということになります。言い換えれば、この5団体以外は原則補助対象経費の2分の1以上は認められないこととなりますが、昨年度において、この5団体以外に市長が必要と認めたものがあるのでしょうか。あるとしたらその件数と補助額、そして市長が必要と認めたその理由をお教えてください。

次に、事業補助金になりますが、これは地域の振興に資する事業及び大会の開催に要する経費として第3条で定めていますが、これに関しては補助額は補助対象経費の2分の1以内とは定めていませんが、これも本来は限定的、記念大会などは別として、原則補助額は運営補助と同じように2分の1以内が適当と考えるものですが、行政としてはどのように整理されているのか、お伺いをいたします。

私は、地域の振興に資するといいいながらも、一団体、特定の個人が主催する大会の補助額は制限をつけるべきだと考えています。まちづくりは一つでも多くの団体、一人でも多くの市民がそのイベントにかかわりを持つことが、その事業を支えるということになり、市民挙げての

催事ということになることから、多くのイベントでは実行委員会を組織し、その会が事業主体となり補助申請者となっているのが多いと認識をしていましたが、現状はどのようなのでしょうか。

先ほど言いましたように、記念大会とか全国大会のような大きな大会が行われる場合はこの限りではないというふうに思いますが、毎年開催となるとやはり矛盾が生じてくるのではないのでしょうか。規則第2条にある補助事業者等、これは補助事業を行う者をいいますが、一団体であって、補助率が2分の1を超えている件数はどの程度あるのでしょうか。件数と総額、そしてどんな事業なのかをお教えいただきたいと思います。

また、そのイベントに行政の職員がどの程度かかわっているのでしょうか。実行委員会組織に士別市が入っていれば、通常任務の一つとして業務を遂行することは構いませんが、1つの団体の主催するイベントに補助金も支出して職員も携わっていることには制限をかけなければなりません。もし、その最中に事故が起きた場合には、その対応も行政としてできないのではないのでしょうか。実行委員会を組織して間違いなく行政もその構成団体となるか、もしくは職員や市民に士別市のイベントとして認識していただくような、特別なイベントとして明らかにする必要がありますと思いますが、この点に対して行政はどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

地方自治体における補助金につきましては、文化やスポーツ活動を初めさまざまなまちづくり活動を支援し、地域の振興、発展に資する上で重要な役割を担っています。

そこでまず、団体運営補助金についてですが、平成24年度においては全体で40団体に対して総額1億1,414万8,000円の補助を交付しており、このうち士別市補助金交付規則取扱要領で定められている適用除外となる5団体以外で、補助率が2分の1を超えているものは、平成24年度で8件、補助金総額で2,217万4,000円でありました。補助率が2分の1を超える理由につきましては、対象団体の活動、運営内容の公益性などから個別の要綱や要領の規定により、予算の範囲内で市長が定める額を補助したものが4件、要綱、要領はないものの、補助金交付規則取扱要領の定めにより、公益性や財務状況を考慮の上、必要と認めたことによるものが4件となっています。

補助団体については、安全・安心な地域づくりや地域の活性化に大きな役割を果たしているところではありますが、団体に対する補助の固定化は既得権化や補助金ありきの運営になる懸念もあるほか、財政の硬直化を招く一面もあることから、補助に当たっては団体の活動や運営の内容、さらには収支計画を十分に検討した中で、判断しなければならないものと考えています。

次に、事業費補助についてですが、平成24年度では事業費補助は148件、補助金は総額で7億6,054万4,000円であり、このうち要綱、要領を根拠とするものが74件、予算措置を根拠とするものは同じく74件となっています。事業費補助は事業の目的を最も重要視する中で、公益性や地域への波及効果などを勘案しながら交付されるもので、政策的な判断に基づくものもある

ことから一律の補助率は設けていないところであります。

本市においては、サフォークランドや合宿の里づくりなど、まちづくりに関連した事業やイベントが数多く開催されていますが、その事業主体については複数の団体で構成された実行委員会を組織したケースが増えてきており、事業主体が実行委員会等となっている事業補助は平成24年度実績では16件ありました。

また、毎年開催されているイベントや大会に対する補助についてであります。平成24年度実績で14件、総額で2,382万6,000円であり、そのうち事業主体が1団体かつ補助率が2分の1を超えているものについては4件、補助金の総額で452万7,000円でした。この4件については、全て本市の重要施策であるスポーツ合宿に関連したスキージャンプの事業であり、地域振興に資する事業として公益性や効果など総合的に判断した中で、補助を実施したものであります。

さらに、行政職員のかかわりについてのお尋ねですが、これら4件の事業において本市は共催となっていることから、平成24年度は延べ26名の市職員が運営に携わっています。この職員に万が一事故などが発生した場合は業務として大会運営に携わっていることから、公務災害として補償されることになります。

一方、職員がボランティアで運営に携わる場合では、市が主催、共催、実行委員会の構成団体となっているイベント、大会においては、一般市民も同様の扱いになりますが、本市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険において補償されることになります。いずれの場合にあっても、職員の業務や従事については適切に対応すべきものと考えています。

また、主催団体のあり方についてですが、イベントや大会の事業内容によっては特定の団体が持つ技術や運営のノウハウが不可欠な場合も想定されますことから、事業主体が1団体になることもあり得るものと考えますが、一方で士別市まちづくり基本条例の原則である市民自治にのっとり、多くの市民と行政が一体となってイベント等をつくり上げていくことは大変重要なことと考えます。今後におきましても、補助金のあり方については真に公益性や効果を十分に検討し、適正で透明性の高い補助制度となるよう努めてまいります。

以上、申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 松ヶ平議員。

○3番（松ヶ平哲幸君） 再質問をさせていただきたいと思います。

最初、団体運営補助金の中で、規則の中であえて5団体を指定をしています。この5団体はいろいろ適用しないということなんですけれども、ちょっと気になるのがですね、士別の体育協会もこの中に入っているんですけれども、実は朝日の体育協会も団体運営補助として補助をしていると、団体に係ることなのかちょっと区別がつかないんですけれども、補助金は出してはいます。それで、例えば商工会議所、商工会、士別の体育協会は入っているんだけど、なぜ朝日の体育協会が入っていないのかな。別な理由があるとするれば、その利用をお聞かせいただきたいし、本来ならば、逆に言うと何で朝日の体育協会が入っていないのかなというものが一つあります。

もう一つは、イベントが固定されているという部分で確かに今市長がおっしゃったように専門性という部分があるので、それについては一切否定する気もないんですが、ただ、まちづくりに資するという大きな視点で言えば、例えばですよ、例えば土別の体育協会に加盟している団体が、大会やりたいんだけど、どうもやはり持ち出しが足りないんだと。自前で用意することが難しいということがあれば、この2分の1を超えてでもいいということになれば、またやれるやれないという判断も変わってくるというふうに思いますので、そこら辺の部分についてはやっていないとは言いませんけれども、教育委員会の体育協会サイド含めてですね、その門戸は常に広げておいていただきたいと同時に、できますよというPRも含めて、これはお願いになるんですけども、ぜひ教育委員会の中でしていただきたいと思います。質問については、その1点でございますけれども、お願いをいたします。

○副議長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、朝日の体育協会がこの5団体の中に入っていないという関係につきましては、この補助金の見直しを行ったときにですね、当時の朝日の体育協会の事業がほとんど通常のイベントを行う団体だというような位置づけがありまして、運営的にはそれほど大きな経費は発生していないという状況がありまして、当時この5団体の中には朝日の体育協会については該当しなかったという経過がございます。

また、今松ヶ平議員のほうからいろいろお話ありましたけれども、この5団体については、あくまでも大きな公益性を持っているという5団体でありますので、今後、体育協会の関係もありますし、例えば観光協会等もですね、この5団体の中には入っていないと。観光協会については朝日と土別で観光協会が合併して、今大きな事業に取り組んでいるというような状況もありますので、その部分今後よく検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（岡崎治夫君） 松ヶ平議員。

○3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次の質問は福祉理容になります。

福祉理容についてですが、本来は理容だけではなく美容も含めたことになりますが、今回は美容のほうまで調査することはできませんでしたし、公共の福祉施設では特に理容組合からの御協力をいただいていることから、あえて理容、俗に言う床屋さんに係る範囲で行政の考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

福祉理容とは、寝たきりなど在宅で介護が必要となった高齢者や障害者、または病院や施設等に入所している方など、理容室を利用するのが困難な方を対象に、理容師が訪問をしてカット等の施術を行うサービスのことを言いますが、もともと理容師が出張して業務を行う場合は一定の制限があります。理容の業務は原則として理容所、これは届けている店舗のことを指しますが、これ以外での場所で行うことはできませんが、都道府県で定めている条例で違いはあるものの、北海道でも例外で認められているものが大きく分けて5つあります。

そのうちの 하나가、老人ホームや病院などの施設からの求めに応じて、入所されている方に対して業務を行う場合とあります。これにより、市の養護老人ホーム桜丘荘には月 2 回、特別養護老人ホームコスモス苑には月 1 回、理容組合士別支部の方々の御理解と御協力により、出張してのサービスを行っていただいているところであり、改めて理容組合の方々には敬意と感謝を申し上げる次第であります。

そこで、この 2 つの施設における理容の実態についてお伺いをしますが、2 つの施設では料金に違いがあります。桜丘荘は 1 回 2,000 円、コスモス苑は 1 回 2,500 円となっています。この 500 円の差はなぜなのでしょう。コスモス苑に入所している方は要介護者でもあることから、困難さや時間を要することから差があるのかと思いますが、改めてその理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

さらに、この関係を調査してわかってきたことですが、桜丘荘では 1 回の理容に 500 円の助成といひますか補助が市から出されていますので、直接の個人負担は 1,500 円となります。一方、コスモス苑では何も手当はされていませんので、2,500 円全額が個人負担となっています。なぜこのような補助のあり方なのでしょう。500 円の補助があるとすれば、500 円高いほうに該当させ、どちらの施設でも個人負担は同じにするということが本来の姿ではないかと思ひますが、現在のこの補助の実態についての説明をお願いをしたいと思います。

次に、市立病院内の理容室についてお伺ひします。

ここは、市立病院が院内の 1 室を貸し付けて個人の方が営業されているものですが、この現状をお話ししますと、2 階に上る階段と内視鏡センター受付の間にあるものですが、保健所の許可の関係から狭い中でも待合スペースを確保しなければならず、理髪台を 2 台置いています、極めて狭隘な理容室となっています。経営者の方にお話をお聞きしますと、病院だけあって、診察のための来院時と合わせて利用されている方もいらっしゃるようで、中には車椅子の方もいらっしゃいますし、過去にはストレッチャーで来られた方もいるようです。狭いながらも何とか工夫をしながら対応しているとのことでした。

更に、理髪台以外は病院の設備備品のように、洗面台は固定されたままの古いもののようにしたから、恐らく市立病院が建設された当時のものを現在でも使用されているのではないかというふうに思っています。これでは入院患者や通院患者が利用する理容室としては極めて不親切ではないでしょうか。シャンプーをするにしても、相当前のめりにならないと洗えませんから、最近の移動式の洗面台なら利用者の負担を軽減できると思ひますから、早急にこれらの施設の改修改善を求めるものであります、行政の考え方を聞かせたいと思ひます。

次に、福祉理容についての 3 点目ですが、理容師が出張業務を行う場合に、病気などの理由で理容所に来ることができない方に対して業務を行う場合も、北海道条例では例外として認めています、この場合、訪問を行う理容師が、認定福祉理容介護士としての資格を有していなければならないとの思ひ込みを私自身しておりました。行政が現状の把握をしているもので、福祉理美容介護士として資格を有しているのが市内には美容室が 1 事業所あるだけとのことで

したから、在宅介護者が今後も増えることが予想される状況から、市内の理容師さんたちに、この資格取得の促進に何らかのお手伝いができないものかと考えていたところでありました。しかしながら調査を進めている段階で、北海道にも確認をしたところ、福祉理容師の資格を取得していなくても、理容師の資格さえあれば出張業務ができるとのことでしたから、これらを踏まえて行政の考え方をお伺いをいたします。

在宅で療養されている方で、外出が困難な方の理髪はどうされているのか、現状を何人かの関係者にお聞きをしたところ、知り合いの理容師さんに自宅に来ていただいてカットしているということでした。しかしながら、頼みづらいとか、わざわざ来ていただくのも迷惑がかかるといったことから、家族がふなれでもカットしているとの声もお聞きしました。このことからもっと気軽に訪問利用サービスを受ける体制はできないものかと考えるものであります。

全道的に見ても、理容室自体で訪問理容をメニューに掲げている事業所もありますが、これらの事業所は、経営者と複数の従業員を抱えている比較的大きな事業所が営業展開しているもので、市内における理容所は個人経営がほとんどで事業主お一人が営業しているのが現状であり、お客の要望で出張するとなると店舗を閉めなければならないこととなりますので、事業所の定休日に限定されるのが現状です。更に、近隣ではこれらの訪問出張を行っているNPO法人等の団体もないことから、行政としてもぜひ何らかの手当てをお願いするものであります。

訪問理容は介護保険外のサービスになりますが、市町村の中でもこれらの費用に助成を行っているところも出てきていますが、単なる助成ということではなく、気軽に申し込みができて、簡単に理髪ができる体制はできないもののでしょうか。福祉理容の出張業務専門の理容師を市が配置すればすぐにでもできるでしょうか、理容は個人営業でもあることから、それを最優先して士別独自の福祉理容のシステムをつくっていただきたいと思います。市内の理容師さんたちの平均年齢も高くなってきている現状から、定休日にははっきり体を休めたいといった声もお聞きをしますが、関係福祉団体や理容組合とも協議を早急に進めていただきたいと思いますので、行政のこれらに対する考え方をお伺いをしたいと思います。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 池田保健福祉部長。

○保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） ただいまのご質問にお答えをいたします。

最初に、桜丘荘とコスモス苑の理髪料に差が生じていることについてであります。料金について理容組合士別支部と協議した結果設定されているものであり、桜丘荘では平成3年の移転当初から1回2,000円、コスモス苑では松ヶ平議員お話しのとおり、利用されている方が桜丘荘の利用者と比較して介護度が高く、長時間同じ姿勢で椅子に座ることができない。前にかがむことができない、常に動いていて制止姿勢をとることができないなど、手間と時間を要するなどのことから、平成6年に開所した当初から2,500円の料金設定になっているところでございます。

そこで、桜丘荘で実施している料金助成についてであります。生活されている方々の負担軽減を目的に、平成3年時においては市から1,000円の助成を行っておりましたが、その後助

成額の見直しを行い、現行の500円を助成するに至ったところでもあります。入所者の理髪状況については、施設内で行う方と外出して市内の理髪店で行う方がおりますが、助成の対象となっている方は施設内で行った方々のみとなっています。また、コスモス苑については、開設当初から助成措置は行われておらず、施設間で相違した対応となっていたところです。

こうした状況から、今後施設内で生活されている方々への公平なサービス提供、更には在宅で理髪店を利用されている方々の費用負担などを勘案し、助成のあり方について見直しをしてまいりたいと考えているところです。

次に、市立病院内の理容室についてであります。昭和62年病院新築時に整備したものでありまして、洗面台などの設備については当時のものを現在も使用しております。この理容室の利用状況は、多いときには1日七、八名の方が利用されており、そのうち8割から9割が外来へ通院される方、一、二割が入院されている方です。また、入院されている方の中で理容室まで移動のできない患者さんには、病室での出張カットも行っており、月に六、七名の方が利用されています。理容室に来られる方の中には、身体の状況から専用の理髪台に移動できない方もおり、こうした方は車椅子のままカットだけを行い、洗髪は対応できない場合もあります。

そこで、お尋ねの移動式シャンプー一台ではありますが、設備そのものを改修するより少ない経費で導入ができ、車椅子の側面、背面で使用することで、前かがみにならずに洗髪ができることから、利用者の負担は軽減されるものと考えております。ただ理容室が非常に狭隘なことから、配置が可能なのかどうか、更には利用人数の見込みなどについて、営業されている方と十分協議をした上で検討してまいりたいと思います。

次に、在宅療養者に対する福祉理容サービスについてであります。

現在、市内の理美容店が御自宅に直接訪問して実施している理髪等について、サービス利用者と直接かかわりのある居宅介護支援事業所等に確認をしたところ、松ヶ平議員お話しのとおり、知り合いの理容師が訪問して実施しているほかに、理美容室を営んでいる親戚に個人的に依頼しているケースや、ヘルパー等から訪問できる理美容店の紹介を受けたケースなどがあつたところです。また、訪問以外には、市立病院受診時に院内の理容室を利用する方を初め、デイサービスやショートステイ利用時に設備のある施設で理美容を受けている方、家族が店舗まで連れ添って行っている方、家族みずからが実施している方などの実態があるところでございます。

理美容サービスを利用する効果として、情緒面の変化や自尊感情が高まり、外出してみたい、髪型に合ったおしゃれをしてみたいといった精神の活性化につながるなど、生活の質の向上のみならず、失われた社会性の回復を図る上で、極めて有効適切なサービスの一つであると言われていただいております。

そこで、こうした効果を生むために、理髪が気軽にできる体制整備についての御質問ですが、まずは介護保険の在宅サービス利用者等の理髪に関する利用実態や、どの程度在宅で

の利用希望があるのか、再度把握する中で、その利用希望に応じる理美容店等の個人経営店または理容組合の体制の確認が必要と考えておりました、実施可能であれば、申し込み窓口等についてどのように設置するのか、サービス提供体制をどのようにするのかなどについて、今後関係団体と十分協議をしてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 松ヶ平議員。

○3番（松ヶ平哲幸君） 再質問1点だけさせていただきます。

桜丘荘とコスモス苑で助成の仕方が500円があって、今、部長の答弁では公平なサービスの提供、それには在宅で介護されている方等々を見ると、一つの施設だけの500円というのはやはりおかしいという意味で、見直すということについては、これは具体的になくすということなのか、もう一度今はっきりお願いをしたいと思います。というのは、先ほど渡辺議員のほうからも質問ありましたけれども、この2つの施設、4月から指定管理に移行になります。今まで議論の中で入所者に対するサービスは下げないということも言っていたんですけれども、これが廃止ということになると、実質個人の負担が多くなるというのはあるんですけれども、今、部長が答弁あったようで、公平な補助のあり方ということでなくすという観点でいけば、時期も僕は明確にしておいて、それは指定管理前にしっかり整理をつける必要もあると思うんですけれども、見直しの内容と時期について今の段階で明確にはならないですけれども、ここをめぐるといふことがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（岡崎治夫君） 池田部長。

○保健福祉部長（池田文紀君） お答えを申し上げます。

今、答弁で申し上げさせていただきましたけれども、理髪・理美容ということについては、やはり高齢者の方々の尊厳ある生活ということと、全ての方々にとって必要なサービスであるというふうに認識をしております。

ただ、そうであればあるほど、一部の方々だけに対して行政が支援をするということについては、それまで今まで続けてきたんですが、問題があるのかなというふうに認識をしておりますから、そういう面では時期としては指定管理4月からですので、一つの区切りとしてはそこまでに整理をいたしたいと思っております。ただ、今までの入居者等のお話もございまして、そこら辺の部分も含めてですね、3月末までに整理をさせていただきたいと、今のところそういうふうに考えてございます。

○副議長（岡崎治夫君） 松ヶ平議員。

○3番（松ヶ平哲幸君） 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（岡崎治夫君） 9番 谷口隆徳議員。

○9番（谷口隆徳君）（登壇） 第4回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、緊急雇用創出事業についてお尋ねをいたします。

この制度は、国が実施する日本経済再生に向けた緊急経済対策のため、24年度補正によって

道基金として財源措置された事業であり、配分額は全道で42.5億円、そのうち道が14億円、市町村が28.5億円であります。本市への配分は1,235万4,000円となっております。この事業の実施についての説明では、国の考え方として、地域の産業、雇用振興策に沿って起業後10年以内の企業、NPO法人などを委託先として、地域に根差した雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、委託先の企業の成長等により、地域の安定的な雇用の受け皿を創出するとなっております。

本市におけるこの事業に係る予算は、さきの3月の定例会で補正が決定され、事業が実施されているものであります。特にこの事業は、地域の雇用と事業の創出を図るものとするものであり、事業の終了後も雇用の継続が図られることが重要であります。

そこで、本市では、この事業の目的、趣旨に沿って3事業所が適用を受けて事業が実施されておりますが、それぞれの事業の名称と事業内容、更には現状の進捗状況についてお尋ねをいたします。

また、本事業の実施は明年3月末までの期間となっており、次の雇用を得るための雇用、就業機会の創出、提供及び人材育成を図るとされておりますが、国の意向に沿った単年度のみでの予算措置ではなかなかその目的に沿ったものにならないとも考えます。事業の継続などの明年度以降の事業の見通しはどうか、この事業の継続も視野に入れた施策の必要性を考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

更に、これらの事業に関連して、マニフェスト事業、たくましいまちの取り組みの中での継続した雇用の促進や6次産業化による雇用などへの取り組み、更には天塩岳・天塩川魅力発信事業などの事業の創出など、明年度の予算措置及び事業展開も含めて今後どのように事業拡大を進めていく考えなのか。また、この事業の委託先での調査計画書などの実績報告書や提言などに対する対応についても、継続事業として実施方針を立てていくことが地域の活性化や雇用などにつながると思いますが、あわせてお伺いをいたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えいたします。

全国の雇用情勢が依然として厳しい状況にある中、国の緊急経済対策として、緊急雇用創出事業の拡充等を内容とする平成24年度第1次補正予算が平成25年2月26日に成立し、新たな事業として新しく事業を始める起業支援型地域雇用創造事業が創設されたところであります。この事業は、地域に根差した雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、地域の安定的な雇用の受け皿を創出するものであり、非正規労働者、あるいは中高年齢等の失業者に対し、次の雇用までの短期の雇用を初め、就業機会の創出、提供及び人材育成を図ることを目的とされております。

対象となる事業としては、新たな事業であること、建設・土木事業でないこと、そして地域に根差した新しい事業に資する内容のものを委託し、失業者の雇用の継続が期待される事業であり、事業の委託先としては地域の産業、雇用振興策に沿って新たな事業設立後10年以内の企

業やNPO等が対象とされたところであります。

そこで、本事業に認定された3つの委託事業の内容及び進捗状況についてであります。初めに、有限会社ディリーサポート士別に委託しております酪農後継者育成支援事業についてであります。酪農の専門的知識を有する指導者のもと、酪農経営の後継者、あるいは新規酪農経営者を育成する酪農指導者の人材育成を行うため、6月1日から1名が雇用され、牧草地の草刈り作業、バンカーサイロ作業、給餌、搾乳作業等を行う中で、酪農作業の基本的な知識、就農に向けた飼養管理や飼料調整の技術の習得に努められているところであります。

次に、NPO法人ふるさと「あさひ」まちおこし協会に委託しております着地型観光メニュー開発事業についてであります。地域の観光資源を活用した地域独自の特色ある観光ツアーメニューを開発し、地元ならではの体験型観光を提供していくため、6月1日から2名が雇用され、天塩岳の登山道、植物調査、岩尾内湖施設調査、収穫、加工体験調査などの各種調査が行われ、その情報に基づく資料整理や報告書の作成、山岳ツアールートの設定・企画、山岳指導員の資格取得や農産加工体験の受け入れづくりなどが行われております。

次に、株式会社かわにしの丘しずお農場に委託しております特産品開発支援事業についてであります。地産地消を推進する上で、原料生産にとどまることなく、付加価値を高める加工分野までに取り組むいわゆる6次産業化に向け2名が雇用され、地元食材を活用した新たな特産品の開発、商品化に取り組んでおり、地元産のトマト、ホオズキを活用したゼリーの商品化に向けた試作品も完成しつつあり、またオリゴ糖を活用した商品の開発にも取り組んでおります。

こうした委託事業の成果としては、酪農経営者の後継者不足の解消や着地型観光の確立による交流人口の拡大と、地産地消の推進による6次産業化への挑戦など、この支援事業を足がかりに委託先企業が成長していくことで、将来的な地域の活性化や雇用の受け皿としても期待されるところであります。

次に、事業の継続や明年度以降の見通しについてであります。本事業は昨年11月30日に閣議決定された日本再生加速プログラム及び経済危機対応地域活性化予備費を活用し、重点分野雇用創出事業に基づき雇用創出等が盛り込まれたものであり、現時点での実施期間は平成25年度末までとされているところであります。北海道市長会においては、一定の効果を上げている雇用創出基金事業の継続を国に要望しているところであります。

次に、本市の明年度の予算及び事業展開についてであります。本市の雇用情勢については幾分回復傾向にあるもののまだまだ厳しい状況に変わりはなく、地域に根差した雇用の創出、安定的な雇用の場の確保の観点から、地元産業の雇用動向を的確に把握した雇用対策事業に引き続き取り組むほか、産業の振興と雇用の安定などを図るため、住宅の新築、住宅の改修、店舗の改修等を促進する助成制度を継続するとともに、士別地域通年雇用促進協議会では、季節労働者の通年雇用化と就労の場の確保拡大を図ることを目的に、各種事業を推進するほか、国が実施する経済対策や道の補助制度を有効に活用してまいりたいと考えております。

また、地域経済を支える農業振興の一環として、安定した農業経営の確立と食料自給率の向上を目指すため、生産のみならず農業青年、女性グループなどが実践する生産から加工、流通までの6次産業化に向けた取り組みを支援していく考えであります。

天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについては、第3回定例会の井上議員の一般質問にもお答えしたように、本市には天塩岳、天塩川を中心とした自然豊かな個性を持ち合せており、この自然を有効に活用するため、今回の事業委託先からの報告書に基づく整備や環境を整え、観光資源としてその魅力を今まで以上に発信し、文化や産業と結びついた新たな着地型観光の実現に向け、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げて答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 谷口議員。

○9番（谷口隆徳君） 再質問させていただきます。

今、国の事業で短期的なものが結構多いんでありまして、単年度の事業で雇用促進を図れというような、これから将来的にも図るといような方向でこの予算がつけられたものだというふうに思っておりますし、今、市長おっしゃいましたように、市長会でもこの継続についても要望するということでございますけれども、今3事業所にそれぞれの人員配置をされてですね、少なくともいろいろなノウハウを得ていくという方向でありましたら、やはりこの3事業を継続して人材を育成するということであれば、これに関連して、市としてもこれを何とか雇用を促進していくという方向がなければ、せっかくの国の事業も意味がないんじゃないかというふうに思いますけれども、この3事業はこれで終わりになるのか。今、これから市長が要望される道なり国なりの要望によってですね、少なくともこの3事業はこれで終わるのか、継続されるのか、その辺だけちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（岡崎治夫君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君） 私のほうから再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま、質問がございました緊急雇用創出事業、緊急雇用創出推進事業、いわゆる企業支援型事業についてであります。この事業につきましては、ただいま市長のほうからお答えしたとおり、事業の認定の要件といたしまして、新たに起業、業を起こす企業から10年以内に年数がたっていない事業所、あるいはNPO等の法人格を有した事業所に対してこの対象とされたところであります。それで今現在3つの事業がそれぞれ行われておりまして、私どもの聞いた情報といたしましては、あくまでもこの雇用創出事業につきましては、25年度限りの事業ということでお聞きしております。

それで、先ほど市長からもお答えしたとおり、北海道市長会におきましてもこの事業の優位性については効果が上がっているということで、国に対して要望項目の一つとして上げておりますけれども、来年度の予算づけがどういった形になるのかは現時点で見えておりませんが、制度的には25年度をもって一時的には終わるということでは聞いております。

以上であります。

○副議長（岡崎治夫君） 谷口議員。

○9番（谷口隆徳君）（登壇） 次に、市政の市民参加についてお伺いをいたします。

本市の行財政改革大綱後期の実施計画にあります市政と市民の協働について、お伺いをいたします。

その中での、市政情報の提供、共有化の推進では、23年度からパブリックコメント制度が導入され、政策実行に当たって市民から広く意見を公募して政策に反映させる重要な制度であります。この制度が実施されて今までどのような政策についてパブリックコメントを求めたのか。また市民からのコメント、意見は少ないと聞いておりますが、それぞれの政策について市民からの応募件数や意見についてお知らせください。

更にまた、市民の声をどのように政策に反映されたのかも教えていただきたいと思っております。

このパブリックコメント制度の実施に当たっての市民からの意見の公募は、実施される政策について、市民として市民の目線で市政に参画をしていくという、積極的な市民の姿勢が大切であります。そのため、意見公募への理解と周知が十分に行き渡ること、政策や計画などの実現に向けての課題や問題点が理解されなければ、市民の市政への参画意識や反応を得られることは難しいと思っておりますが、今後のこの制度の活用と実施についての考え方を伺います。

次に、情報提供の推進とありますが、いずれも継続実施となっており、23年度から今年度にかけて、どのような内容でどのような方法で市民への情報提供が行われたのか。具体的な事例を挙げてお示しをいただきたいと思っております。

更に、ホームページの充実とありますが、これも23年度から25年度にかけてどのように進めてきたのか、また今後市民への情報提供の手段としてのホームページの充実を図るためにどのような考え方で進めていくのか、お伺いをいたします。

最後に、市民参画による市広報の作成についてお伺いをいたします。

これも継続実施とされておりますが、広報の作成において、現在具体的にどのような形で市民の参画を得ているのか。また今後どのような形で参画を得ようとしているのか、更には広報紙以外にも市民参画を得るような企画や考えがあるのか、お伺いをいたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） 御質問にお答えします。

初めに、パブリックコメントについてですが、平成23年4月からパブリックコメント制度を実施して以来、これまでの実績としては、議会基本条例や現在実施中の子どもの権利に関する行動計画に対する意見募集も含め、合計15件の条例や計画について意見聴取を実施しました。これら15件のうち、障がい者福祉計画、議会基本条例、スポーツ推進計画、第2期男女共同参画行動計画、そしてまちづくり基本条例の5件について、9名から意見の提出がありました。寄せられた意見については、それぞれの審議会等にも報告し、条例案や計画案に反映しているところであります。

パブリックコメントで寄せられた意見の数は多くはありませんが、いずれも貴重な御提言であり、市民参加による政策形成過程において意義ある手法の一つと考えています。今後においては、より多くの意見を寄せていただけるよう単に素案の公表にとどまることなく、解説文などのわかりやすい資料や、意見を求めるポイントなども記した資料を添付するなど、工夫を凝らしてまいりたいと存じます。

次に、情報提供の推進についてであります。

市政情報の提供については、その基本となる広報しべつの発行を初め、ホームページや折り込みチラシ、ポスター、新聞広告などの方法により行っています。お尋ねのあった23年度以降の取り組みとしては、昨年10月1日からフェイスブックを活用し、タイムリーな情報発信を実施したほか、イベントなど、その時々話題をビデオレポートとして、ホームページやフェイスブックなどで配信してまいりました。また、本年7月からは防災情報や安全・安心に関する情報が電子メールで手元に届くさほっちメーの運用を開始し、情報提供の推進に取り組んでいるところです。

一方、広報しべつについても本年1月にリニューアルを行い、わかりやすい記述などに努めるとともに活字を大きくするなど、読みやすさを追求しています。更に、より多くの市民に紙面に登場していただくとともに、できるだけ写真の数を増やし、親しまれる広報づくりを目指しているところであります。

次に、ホームページの充実についてであります。

本市のホームページは、平成21年8月に大幅なリニューアルを行って以来、随時改善・充実に努めています。平成23年度には全庁的な統ルールとして定める運用・作成基準に基づき、全てのページについて、表示、表現が適切か、見やすさやわかりやすさに配慮しているかなど、さまざまな面から必要な修正を行いました。

平成24年度においては、ホームページの運用、作成に関する職員研修会を開催し、まちづくり基本条例の基本原則の一つである情報共有に向けて内容の充実、改善に努めました。また、トップページのデザインやボタンの配置などの改善を図るとともに、緊急情報提供機能の追加やバナー広告の掲載枠の拡大、標準的な画面で文字を読むことが困難な方などに配慮した音声読み上げ、文字拡大、文字背景色反転機能の導入などを行いました。

本年度においては、バナー広告の利用拡大を図るため、広告料の改定なども行ったところです。今後においても、まずはタイムリーでわかりやすく、積極的な情報提供に努めていくほか、接続速度の遅い環境下でインターネットを利用している地域もあることや、ハンディキャップのある人たちも閲覧していることなどにも配慮しつつ、利便性の高いホームページづくりに努めてまいります。

次に、市民参画による市広報の作成についてであります。

これまで、広報紙面において市民団体やサークルなどから、イベント情報等の掲載依頼があった場合、空きスペースにて対応していましたが、本年1月の広報リニューアル後においては、

新たに市民のひろばのページを設け、毎月市民団体等の活動を紹介しています。また、高校生のページを新設し、年2回ほど、土別翔雲高校新聞局の皆さんに高校生での視点での記事作成に御協力をいただくなど、若い方々にも広報づくりに参画していただいているところであり、今後も多くの市民がかかわる広報紙づくりに努めてまいりたいと考えています。

次に、広報紙以外で市民参画を得る企画についてであります。さきの渡辺議員の御質問に市長からお答えしたとおり、来年度において市政への参画を促進することを目的に、市長自身が塾長となる土別まちづくり塾を開設する予定であります。そのためには、情報の共有が何より重要でありますことから、今後においても積極的に情報の提供に努めるとともに、審議会や意見交換会、パブリックコメントやアンケートなど、さまざまな手法を活用する中で、より多様な意見が市政に反映されるよう努めてまいります。

以上、申し上げ答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 谷口議員。

○9番（谷口隆徳君）（登壇） 公共交通の活用と交通過疎対策等についてお伺いをいたします。

住民の生活維持のための公共交通の統廃合などの影響は、近年の急激な過疎の進行や高齢化の進行と相まって、住民の生活に重大かつ不安な要因となっております。特に中心市街地を除く郊外の市街地や山間地においては、より深刻になっていることは御承知のとおりであります。このような中で、住民の不安解消のための山間過疎地域の公共交通のあり方や住みよい町などの対策を進めていくに当たって、公共交通網の再構築、再検討を求めるものであります。

まず1つ目は、デマンド方式などや地域の乗り合いタクシーの導入であります。定時運行のバスとは異なり、小回りのきくまた小人数での利用の需要に応じられますし、待ち時間も抑えられる利点があります。例えば公共交通手段の少ない朝日地区や上士別地区のいずれかに起点を置いて常駐し運行することなど、交通過疎地域には必要と思いますが、いかがでしょうか。

現在の土別・朝日地区間及び朝日地区内でのタクシーの利用状況は、22年度は年間に374件、23年度は419件、24年度は475件となっており、25年度の10月までは307件の利用状況であります。この件数は介護利用の依頼分を含んでいない数字であります。かなりの方がタクシーを利用していることは、この数字にあらわれておりますし、また上士別地区、中士別地区、その他の地区の利用数、また利用をちゅうちょしている方などを合わせますとその数字はもっと多くなると思われます。このような状況から、デマンドや乗り合い方式の運行や地域に常駐して運行するなど、利用者のニーズに合わせた交通過疎対策が必要であると考えますが、今後のあり方についての考えをお伺いいたします。

2つ目には、公共交通であるバス運行時間以外の時間帯のタクシーなどの活用であります。特に土別発朝日行き、朝日発土別発の最終は午後8時ですが、そのほかの路線はもっと早い時間で最終を迎えます。バス運行時間以降についての方策を考えることも、住民のニーズに合ったものとして必要ではないかと思えます。会議等や催し物などの終了の時間帯を考えれば、地域差はありますが、デマンド方式や定時運行などの方式などが考えられます。バス運行時間外

の対応も交通過疎対策として考えるべきではないかと思えます。さきの1つ目の質問とも関連しますが、市内の人的な移動や交流を促進し、町の活性化につなげるためにも必要だと思えますが、考えをお伺いいたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

本市の公共交通において、中心的役割を果たしている路線バスについては、燃料費の高騰や利用者の減少などにより、その運行には多額の費用を要している一方で、営業収入が極めて少ない現状にあります。また、タクシーについても利用者が減少する中で、介護タクシーや福祉タクシーなども運行しておりますが、いずれも採算性は高くはないとお聞きしております。

このような中、地域公共交通活性化協議会では、地域の大切な足を守るため、効率的で持続可能な運行を目指したさまざまな取り組みを進めているところであります。この取り組みの一つとして、乗り合いタクシーの導入に向けた調査研究があり、平成22年度には以前から要望のあった北町にある総合福祉センターへのアクセスのための実証運行のほか、朝日地区市街地における新たな交通システムとして、乗り合いタクシー及びデマンド化に向けたバスの実証運行を実施いたしました。特に、朝日地区市街地での実証運行はあさひクリニックや郵便局、北星信用金庫などの主要施設を結ぶ経路を1日2便運行するもので、タクシーについては士別ハイヤーが2カ月間、バスについては士別軌道が2カ月間、それぞれ運行する中で利用状況を調査いたしました。その結果、タクシーについては2カ月間で12人、バスについても35人ととどまるなど、残念ながら期待した利用者数を大きく下回り、運行費用に見合った利用が見込めないことから、本格実施は困難と判断をいたしましたところであります。

しかしながら、少子高齢化や核家族化の急激な進行に伴い、公共交通の意義や役割も一層高まっており、これらに対応していくことは重要でありますことから、今後も先進事例等を参考に、これまでの枠組みにとらわれないさまざまな公共交通のあり方について、地域公共交通活性化協議会の場で継続して検討していきたいと考えております。

また、士別ハイヤーの朝日営業所についてであります。この営業所は採算性の悪化などから平成18年3月末をもって閉鎖されております。このため、再び常駐することが可能となるのかについては、収支面等を含め事業者としての判断が基本となるところでありますが、お話にございましたように、朝日地区におけるタクシーの利用者数も増加傾向にある中で、その可能性が高まっているとも考えられますことから、これから事業者と協議をいたしてまいりたいと思えます。

次に、バスの運行時間外の対策についてであります。

本市の路線バスの運行ダイヤとしては、士別駅20時発の朝日線が最も遅い便であり、次いで中多寄線の最終が18時30分、川南大和方面や武徳方面では17時台、温根別方面では16時台が最終となっております。このような中で、路線バスを主たる移動手段とされている方にとっては、夜間の催し物や会議への参加が難しいということも理解できるところではございます。しかし

ながら、仮に乗り合い方式のタクシーを運行するとした場合、道路運送法上運行時刻や経路、利用料金などをあらかじめ設定しておかなければなりません。このため、どの時間帯にどの方面での経路を設定するか、利用人数をどの程度見込み、料金設定はどのように算出するかなどが求められますため、まずはどれぐらいのニーズがあるかを把握する必要があり、あわせて採算性についても考えなければなりません。

市といたしましては、多様なニーズに可能な限り対応していきたいと考えているところではございますが、公共交通の維持確保に当たっては、まずは通院、通学、買い物など、日常生活に欠くことのできない部分での交通手段の確保が第一優先と考えており、現時点におきましては市の事業として取り組むことは難しい状況でございます。

しかしながら、一方においては、事業者が自主的に取り組む方法もあるのではないかと考えますので、御提言の内容につきましては事業者とも相談し、実験的にでも取り組む意向が確認できた場合には、本市に合った公共交通体制の確立に向けて協議会において協議検討を進めてまいりたいと思います。

以上、申し上げ答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 谷口議員。

○9番（谷口隆徳君） よろしく願いいたします。以上で終わります。

○副議長（岡崎治夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

（午前11時58分散会）